



はい！こちら消費生活センターです

## 成年年齢引き下げで気を付けることは？ No. 2 ～消費者トラブル（マルチ商法・SNS をきっかけとしたトラブル）～

今回は若者に多いマルチ商法と SNS をきっかけとしたトラブルについてみていきましょう。マルチ商法は個人を誘って商品を買わせ、その人に次の人を勧誘させることを繰り返し、売り上げを増やしていく商法で「ネットワークビジネス」と呼ぶこともあります。

・セミナーに参加したら借金をして投資用のDVDを買わされ、次に友だちに紹介すれば、紹介料で借金は返せるといわれたが、誰も買ってくれないし、友だちは離れていってしまった。商品は情報商材、学習教材、化粧品、健康食品、海外事業への投資等。  
→◎怪しい話ははっきり断る◎投資には必ずリスクがある◎クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約はしない◎被害者の立場から加害者に（友達を失うこと）になってしまう◎マルチ商法の場合、契約書面を受け取って20日間以内であればクーリングオフ制度で解約できる

・SNS で知り合った相手から誘われ、「別のサイトでやり取りしよう」と言われて出会い系サイトに誘引され、高額な費用を請求された。

・「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」という SNS の広告を見て副業サイトにアクセスし情報商材を購入した後、高額なサポートプランの契約をした。

→◎SNS 上の広告はしっかり確認する◎SNS 上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する◎SNS 上に投稿された情報は拡散すると消去が困難であり、身分証明書の送付や自分の写真の投稿、個人情報の書き込みを安易にしないようにする◎中高生のトラブルも発生しているので、家族で SNS の利用法を話し合うとともに、ペアレンタルコントロールやフィルタリング機能も活用する

不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

**☎0774-72-9955**（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

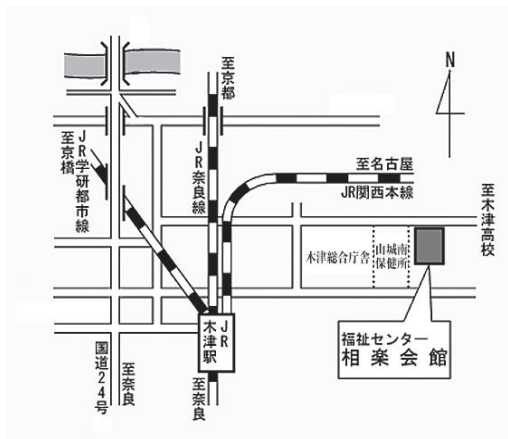
相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間 午前9時～正午、午後1時～4時

住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-811-9002（電話のみ）



相談すれば 楽になる